

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

令和5年度国土交通省へ報告した事故件数は1件でした。事故の内容については以下の通りです。

令和5年度 事故報告規則第2条に基づく報告内容

事故種類	定 義	件数
転覆	自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突し、若しくは接触したもの	0件
死傷	死傷者又は重症者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0件
車内	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車事故損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件
健康起因	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
車両故障	自動車の装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第41号各号に掲げる装置をいう）の故障（以下単に「故障」という）により、自動車の運行ができなくなったもの	1件
高速道路	高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79条）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう）又は自動車専用国道（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件

合計 1件